

山田第五小学校跡地内通路
無線通信式防犯カメラ機器
賃貸借仕様書

令和7年2月

第 1 総則

1 契約件名

山田第五小学校跡地内通路無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約

2 目的及び概要

学校規模適正化に伴う山田第三小学校と山田第五小学校の統合に際し、令和 7 年度以降、現山田第五小学校区から山田第三小学校に通学する児童を犯罪から守るとともに、地域の防犯活動を補完し、安心安全の見守りの目を増やすことで、児童が安心して登下校できるように、新たに通学路として推奨する山田第五小学校跡地内の通路に無線通信式防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置する。

3 設置箇所及び数量

山田第五小学校跡地内通路 防犯カメラ 4 台 専用端末機器 1 台

4 賃貸借期間

令和 7 年 3 月 25 日から令和 12 年 3 月 24 日まで（60 か月）

※設置が完了した日から賃貸借期間開始日の前日までの期間は正式稼働に向けた試験期間として設定する。

5 設置期間等

契約締結後、令和 7 年 3 月 24 日までに設置及び動作確認を完了すること。

第 2 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、吹田市が発注する「無線通信式防犯カメラ機器賃貸借契約書（山田第五小学校跡地内通路）」の契約内容について必要な事項を示すもので、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定める。

2 適用基準

本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

(1) 契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

工程表、管理技術者届、下請業者名簿、現場代理人・主任技術者届（経歴書含む）、必要資格取得者名簿、吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書

(2) 機器等設置作業前に次の書類を提出すること。

設置作業従事者名簿、作業手順書、機器承認図

(3) 機器等設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

完成図書（設置箇所一覧表、位置図、詳細図、施工写真（施工前、後）、作動確認書）

防犯カメラ機器取扱説明書（製本3冊、電子データ1部）

設置箇所位置図（A4版以上3部、電子データ1部）

なお、設置箇所一覧表及び設置箇所位置図については、防犯カメラ管理番号を記載すること。また、設置箇所位置図は電源取だし場所及び配線ルートを記載すること。

(4) その他、発注者が必要とする書類

4 報告・連絡

受注者は、本件事案の進捗状況について、発注者と緊密な連絡を図り、本契約全般の責にあたること。

5 官公署等への手続き

防犯カメラ機器等の設置に必要な官公署や電力会社等への手続きは、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。

6 設置上の注意

(1) 受注者は、発注者と設置前に下記の事前協議を十分に行うこと。

ア 防犯カメラ機器等の設置方法・位置等に関しては、発注者と協議の上、承認を得ること。なお、設置箇所は一部変更になる場合がある。その場合の費用については受注者の負担とする。

イ その他設置作業について検討を要する事項。

(2) 受注者において学校等と十分に協議し、日程調整のうえ、吹田市における工事基準に準拠した工事を行うこと。また、設置箇所の強度も十分に考査すること。

(3) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等を遵守のうえ、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。

(4) 設置等については、第二種電気工事士以上の有資格者が作業を行うこと。

(5) 受注者は、設置作業にあたり、必要な保安資機材を活用し、必ず保安要員を配置するとともに、設置作業中は学校運営及び周辺地域住民に十分配慮すること。

(6) 設置作業中に事故が発生した場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるとともに、発注者に報告すること。また、受注者はその補償を行うこと。

(7) 防犯カメラは学校等敷地内に設置することとし、学校等敷地内に適当な設置場所がない場合は、受注者の負担において建柱すること。

(8) 漏電対策として、漏電ブレーカーを設置するか、漏電ブレーカー内蔵防犯カメラを

使用すること。

- (9) 防犯カメラに対する給電については、分電盤又はコンセントから分電するか、外部より受電するものとし、発注者と十分協議すること。外部受電の場合は受注者が契約者となり、その諸手続き業務、手数料、契約期間中の電気料金については、受注者が負担するものとする。
- (10) 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、金属管には塗装を施すこと。
- (11) 屋内露出配線は、金属管配線又は金属線ぴ配線とする。金属管には塗装を施すこと。
- (12) 防犯カメラ設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ取付金具等の必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。
- (13) 設置作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (14) 設置にあたっては、遅くとも1週間前までに学校等に対して設置工事の日時等について通知すること。
- (15) 画像確認やマスキング処理を必要とする場合は、発注者の指示のもと必要な作業を行うこと。
- (16) 家屋等が撮影範囲に写りこむ場合は、必要に応じて受注者が家屋等の住民の同意を得た上で、設置箇所同意確認書（任意様式）を取得し、発注者に提出すること。なお、同意確認書の内容等については、発注者と十分に協議のうえ、受注者が作成すること。
- (17) 機器の設置作業は、原則として平日及び土曜日の9時から17時までとするが、児童の登下校時等、作業ができない時間帯があることに留意すること。
- (18) 受注者は、設置工事の期間内であっても、本仕様書第1総則2項の目的を鑑み、必要に応じて、受注者が設置した防犯カメラの画像データを取り出すことができるようにすること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラ機器の設置、納品、操作の説明等を行うこと。
- (19) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とするものについては、受注者の責任において設置すること。
- (20) 受注者は、防犯カメラの設置にあたり、最大瞬間風速60m/sであっても、それに耐えうるように、その配線や付属物も含めて、確実・堅牢に施工すること。
- (21) 受注者は、防犯カメラの設置にあたっては十分な耐震対策を講じること。
- (22) 受注者は、吹田市内業者を優先的に活用するよう努めること。

7 設置完了時

- (1) 設置作業完了後、受注者は第2第3項(3)の提出書類を発注者に提出した上で、完了報告を行うこと。
- (2) 受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じること。

8 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

- (1) 防犯カメラ機器の搬入、搬出に係る費用
- (2) 防犯カメラ機器の設置、調整、変更及び検査等に係る費用
- (3) 防犯カメラ機器の設置後の保証業務、防犯カメラ機器の移設、事故等による損傷の対応、借入期間終了時の対応に係る費用
- (4) 防犯カメラ機器及び専用端末機器の動産保険料
- (5) 告知板及び告知シールの作成および設置費用
- (6) 外部受電箇所の電気料金
- (7) 防犯カメラの設置に必要となる各種申請に係る費用

第3 機器の仕様

1 防犯カメラ

機器仕様は以下のとおりとする。ただし、記載のないものについては、本市の防犯カメラ選定基準（別紙1）による。

(1) 調達機器

ア 防犯カメラによって記録した映像を取り出し、また、再生するための防犯カメラ専用のソフトウェアを用いて再生するものとし、そのソフトウェア以外では再生できないものとするとともに、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。

イ 屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型であり、無線LAN方式で映像を専用端末機器に伝送することができること。また、（社）日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定（RBSS）機器（撮影映像もRBSS品質を求める）を使用するとともに、電力会社等が指定する共架条件に基づくものであること。

ウ 新品機器を納入すること。

エ 機器性能と仕様

		仕様等	
本体	ハウジング	形状	撮影方向が分かりづらく、屋外に設置することを考慮した形状。
		防塵防水性	IP66以上。
		塗色（白）	事前に発注者の承認を得ること。
	その他	プライバシー保護機能	マスキング機能で、撮影画像内の一定のエリアのマスキングを防犯カメラ1台ごとに任意に10か所以上を指定できること。
		映像取り出しに	Webブラウザ接続時のパスワード認

	おけるセキュリティ	証、無線LAN暗号化規格WPA2-PSK (AES) の採用、ステルス機能を搭載。
--	-----------	---

(2) 映像無線伝送装置

無線LAN方式で映像を専用端末機器に伝送することができるものとする。周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって5.6GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。

(3) 映像記録装置

ア 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。録画映像の再生時（コピー後の映像を含む。）に正確な撮影日時が表示されるようGPS等による時刻補正を行う機能を有すること。また、映像の取り出し及び再生に防犯カメラ専用のソフトウェアをインストールし、使用できること。

イ 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、2週間以上記録できる容量を有する。（記録媒体の記録容量128GB以上）
	記録方式	画像解像度	(1, 280×720)以上に対応。
		圧縮方式	H264又はH265。
	通知機能	機器異常時	- 故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有する。 - LPWA通信（SIGFOX規格）、又はLTE通信による故障等通知機能

(4) 外部表示

ア 管理番号

防犯カメラハウジング外部（カメラ下部から容易に確認ができる箇所）に、防犯カメラの管理番号を表示すること。

(5) 告知用シール及び告知板

ア 告知用シール

防犯カメラ下部に防犯カメラが作動していることを周知するためのシールを貼

付すること。

イ 告知板

防犯カメラ設置場所近辺に、防犯効果を高めるための告知板を設置すること。
また、告知板は屋外に設置することから、PETフィルム等の経年劣化に耐える素材とし、設置場所及び形状、色及び告知内容については、発注者と協議すること。設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

2 専用端末機器

ア 要求する機能の定義

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御（ズーム）及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

なお、再生・検索機能の設定条件等については、発注者の承認を得ること。

イ 機器性能と仕様

ネットワーク対応が可能であり、かつ5.6GHz帯に対応できること。

区分	品目	仕様等	
本体	本体	機能	最長20mの範囲内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。
		制御	防犯カメラの制御（ズーム）機能を有すること。
		OS	最新のOSを搭載。
		CPU	映像抽出及び映像再生作業等に支障のない性能を有する。
		HDD	外付け可能のこと。
		メモリ	8GB以上。
		バッテリー	内蔵。駆動時間10時間以上
		ドライブ規格	内蔵。DVD-R/-RW
		インターフェイス	USBポート2カ所以上（USB2.0又は3.0）
		その他	安定して動作し、コンピュータウイルス等セキュリティ対策が施されていること。
	表示部	サイズ	14インチ以上。
		解像度	1280×1024以上

		表示色	約 1, 6 0 0 万色以上。
	その他	付属品	携帯（保護）ケース マウス（無線式）

第4 システムの仕様

1 概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラを設置し、その映像を24時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

2 装置等の条件

(1) 機器設置場所及び数量

本仕様書 第1 総則 - 3のとおり。

(2) システムの条件等

- ア 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、すべて受注者の責任において実施すること。
- イ 設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。
- ウ 本仕様により設置したすべての機器について、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。
- エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、速やかに修理を行うこと。
- オ 設置後5年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ 設置する機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に発注者に提供すること。
- キ 消耗部品の交換は、受注者が行うこと。
- ク 保守用の装置等は、受注者で保有するものとする。

(3) 防犯カメラ機器とシステム機器との接続構成

機器の構成については無線LAN方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(4) 作動条件

屋外に設置する各機器（GPSアンテナ等）は、次の使用条件で動作すること。

使用温度 -20℃～50℃

湿度範囲 80%以下

風速 40m/s以下（瞬間最大風速60m/sであっても、それに耐えうる設置をすること。）

(5) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造とする。なお、防犯カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア 防犯カメラはケースに収容し、防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。
- イ 防犯カメラ機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- ウ 防犯カメラ機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。
- エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(6) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じること。

(7) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧はAC 100VまたはAC 200Vとする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

(8) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(9) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア 防犯カメラはMACアドレスフィルタリング機能及びWPA2-PSK (AES)を採用し、第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ データの検索・閲覧、機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

エ 専用端末機器にウイルス対策ソフトが導入されていること。(保守、ライセンスを含む。)

オ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

カ 受注者の提案によるセキュリティの強化については、発注者と協議すること。

第5 機器等設置後の対応

1 保証業務

- (1) 受注者は、防犯カメラ機器等設置後から借入期間終了までの間、設置した防犯カメラ機器等が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 設置した防犯カメラ機器について、受注者において統一された受付対応を行うこと。また、受付対応については、平日の他、土曜日、日曜日及び祝日にも対応できること。

- (3) 受注者は、防犯カメラ機器の不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況の確認や修理等を行うなど、緊急対応体制を整えること。
- (4) 受注者は、修理作業が完了したときは、報告書により発注者に報告し、管理台帳等に記載すること。
- (5) 受注者は、修理等のために録画装置より外部に取り出した画像データを、確実に削除すること。また、画像から知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (6) 受注者は、年1回、設置した防犯カメラ機器が正常な状態で稼働していることを確認し、毎年3月末日までに書面により発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、防犯カメラ機器の取扱い方法及びアクセスログの確認ならびに新たなパスワードの設定方法について簡易なマニュアルを作成し、書面により発注者に提出すること。また、作成した簡易マニュアルについて取扱い説明を行うこと。
- (8) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (9) 受注者は、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること。（落雷等自然災害によるものを含む。）
- (10) 機器の不具合が自然災害の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者が補修等を行うこと。

2 事故等による機器損傷時の対応

- (1) 事故等により、本仕様書による賃貸借物件を含む電柱等が一般交通に支障を及ぼしている場合は、発注者の指示により受注者がその撤去を行うこと。
- (2) (1)により受注者が撤去した防犯カメラ機器の復旧については、事故当時者との交渉やその費用を含め、受注者が行うこと。
- (3) 復旧した機器は、引き続き受注者が管理すること。
- (4) (1)から(3)の事故等による損傷の対応については、機器の設置後から借入期間終了までの間適用する。

3 施設等の更新

施設等が改修・更新されるときは、受注者が機器の取り外し及び取り付けを行い、引き続き受注者が管理すること。また、取り外した機器が一定期間元の場所に取り付けできない場合は、発注者と協議の上、機器を移設すること。

4 運用状況等の定期報告について

受注者は、防犯カメラ機器の運用状況等について、以下のとおり定期的に報告等を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、毎月1回、防犯カメラのアクセスログと保守対応の回数を集計し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。
- (2) 受注者は、毎月、防犯カメラのアクセスログを取りまとめ、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。
- (3) 受注者は、毎月、防犯カメラが正常な状態であることをクラウド等で確認し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。

5 賃貸借期間終了時

- (1) 受注者は、発注者が最終終期まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく受注者に対する債務（物件の返還にかかる債務を除く。）を全て履行した場合、発注者の当該物件譲受の意思表示に基づき、現状有姿のまま無償で発注者に譲渡すること。
- (2) 受注者が業務の履行上知り得た情報は契約期間満了後又は契約解除後においても外部に漏らさないこと。

6 その他

- (1) 様式
報告書、台帳等の様式については、発注者と協議を行うこと。
- (2) 疑義
本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこと。

7 担当部署

吹田市教育委員会 学校教育部 教育未来創生室

電話番号 06-6155-8084

E m a i l kyokikak@city.suita.osaka.jp

2. 公共施設防犯カメラ選定基準

◎必須 ○推奨

総合	システム	○	RBSS（優良防犯機器認定制度）またはNDAA（米国防権限法）に認定登録されていること。
	撮像素子	◎	1/2.7～1/3CMOS
カメラ部	有効画素数	◎	200万画素以上
	画角	◎	水平 80°～30°以上 垂直 50°～16°以上
	S/N比	◎	50db以上
	デジタルワイドダイナミック	◎	ON/OFF（ワイドダイナミックレンジ：90db以上）
	最低被写体照度	◎	最低0.1lux 以上
	シャッタースピード	◎	自動：1/30秒～1/3000秒 マニュアル（フリッカス含）：1/30秒～1/3000秒で20ステップ
	赤外線照射性能	◎	赤外線システム付帯、屋内外15m以上
	保護等級	○	IP66準拠以上
	使用温度/湿度範囲	◎	－10℃～＋50℃以上/85%以下
	オートゲインコントロール	○	20段階切替
	その他	◎	逆光補正、ホワイトバランス切替機能、映像反転があること
システム（記録）部	映像入力数	○	各現場必要カメラ数により決定
	音声入力数	○	1系統
	映像出力	○	HDMI端子よりカメラ入力と同じ映像を出力
	画面表示	○	1画面、分割表示、電子ズーム、シーケンスが行えること ＊スポット出力ができることが望ましい。
	録画レート	◎	1920*1080/1～25fps、1280*720、640*480/1～30fps以上
	録画モード	◎	連続録画、イベント録画、緊急録画機能があること
	記録媒体	◎	SDXCカード128GB（※カード取り出しには、スターレンチ等を用いること）
	スケジュール記録	○	カメラ、曜日ごとに30分以下単位の録画スケジュール設定が可能なこと
	検索機能	◎	日時検索
	映像バックアップ機能	◎	USBメモリーへバックアップ可能
	セキュリティ機能	◎	SDカード再生時、パスワード4桁以上による認証が行えること
	その他	◎	ACアダプタ、GPSアンテナ
		○	時刻補正GPS
		○	納入時記録設定を7日間以上で初期設定を行うこと
		○	PTZカメラの制御（パン/チルト/ズーム/フォーカス/メニュー表示/設定） 設置時手動でも可
工事	電気	◎	防犯カメラ専用の電源回路を確保すること

